

第13回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- ・ 事業報告

「新株予約権等の状況」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況」

- ・ 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

(2024年2月1日～2025年1月31日)

モイ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面
交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載
書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年3月26日	2020年4月14日
新 株 予 約 権 の 数		56個	120個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 112,000株 (新株予約権1個につき 2,000株)	普通株式 240,000株 (新株予約権1個につき 2,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 890,000円 (1株当たり 445円)	新株予約権1個当たり 890,000円 (1株当たり 445円)
権 利 行 使 期 間		2017年5月16日から 2025年5月15日まで	2022年6月16日から 2030年6月15日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 12個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 12個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名

		第 8 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年10月15日	2021年4月30日
新 株 予 約 権 の 数		15個	215個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 30,000株 (新株予約権 1 個につき 2,000株)	普通株式 43,000株 (新株予約権 1 個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 890,000円 (1 株当たり 445円)	新株予約権 1 個当たり 130,000円 (1 株当たり 650円)
権 利 行 使 期 間		2022年12月16日から 2030年12月15日まで	2023年6月16日から 2031年4月29日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名

(注) 1.以下のとおりとなります。

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式、及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権の発行時において当社取引先及び当社取引先の取締役及び従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、及び当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。
- (5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(注) 2.以下のとおりとなります。

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合の相続人についても当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表等の用語、様式、及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の開始日と、当社普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日のいずれか遅い方の日(以下、当該日を「権利行使可能日」という。)から、次の(a)乃至(b)の区分に従い、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権について、計算の結果1個未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てる。
 - (a) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日を含まない。)まで割り当てられた本新株予約権の個数(以下「割当個数」という。)の50%を上限として権利行使できる。
 - (b) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日も含む。)以降割当個数の100%を上限として行使できる。

(注) 3.以下のとおりとなります。

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の数が1株に満たない端数である場合、新株予約権の行使により新株予約権者に交付される株式の数が1株以上の整数となるよう、複数の新株予約権を一括して行使することを要する。
- (3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合の相続人についても当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
- (4) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (5) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の開始日と、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に新規株式公開される日のいずれか遅い方の日(以下、当該日を「権利行使可能日」という。)から、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権について、計算の結果1個未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てる。
- (6) 新株予約権者は、当社普通株式が割当日から1年以内に日本国内の金融商品取引所に新規株式公開された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社とPwC Japan有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制
 - (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - (b) 取締役は「業務分掌規程」「職務権限規程」に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び使用人への周知徹底を図るとともに、「リスク・コンプライアンス規程」等を定め遵守する。
 - (c) 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - (d) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - (e) 法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - (b) 「個人情報保護基本規程」等の社内規則に基づき、個人情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスクを横断的に管理する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - (b) 取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、リスクの状況を適時に把握、管理する。

- (c) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、リスク管理の実施状況について監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
 - (b) 取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
 - (c) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - (b) 「リスク・コンプライアンス規程」を、職務遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - (c) 「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - (d) 内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - (e) 監査役及び監査役会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるとする。
 - (b) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - (c) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実

を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

- (b) 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、取締役会その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- (b) 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (c) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (d) 監査役は、会計監査人から必要に応じて会計監査の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- (a) 監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (b) 取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、当社の財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定める。代表取締役は、「内部統制基本方針書」、「内部統制基本手続書」、「内部統制基本計画書」を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う。
- (c) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

- (d) 当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた方針及び体制

- (a) 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固として拒否することを基本方針とし、「反社会的勢力の排除に関するポリシー」を宣言する。
- (b) 健全な業務遂行の確保並びに反社会的勢力の排除及び被害の防止を図ることを目的として、「反社会的勢力対策規程」を整備する。
- (c) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を毎月1回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また必要に応じて臨時取締役会を招集することとしており、当事業年度においては、合計3回開催され、十分な審議を経て必要な決議が行われました。

② コンプライアンス・リスク管理に関する取組

当事業年度において、リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を月1回定期的に開催し、コンプライアンス・リスク案件の把握・対応を適時適切に行っております。また、コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に全社に対してコンプライアンス・リスクを周知しております。また、新入社員向けに入社時、及び既存社員向けに年2回のコンプライアンス教育を実施しております。内部監査では、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けて全社に対して周知しています。当事業年度において、通報実績はありませんでした。

③ 監査役の監査体制

当事業年度において、監査役会を15回（うち3回は臨時監査役会）開催し、監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において合計15回開催された取締役会への出席やその他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。

監査役会は、監査の実効性を高めるため、定期的に内部監査担当者と情報交換を行うほか、適宜、取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について常勤監査役と内部監査担当が意見交換を行っております。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組

- (a) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行っております。
- (b) 取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、当社の財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定め、代表取締役は、「内部統制基本方針書」、「内部統制基本手続書」、「内部統制基本計画書」を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行っております。
- (c) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。
- (d) 当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図っております。

株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から
2025年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰 余 金			
当 期 首 残 高	50,000	1,944,774	1,944,774	△150,697	△150,697	1,844,077	1,844,077
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				27,830	27,830	27,830	27,830
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	27,830	27,830	27,830	27,830
当 期 末 残 高	50,000	1,944,774	1,944,774	△122,866	△122,866	1,871,907	1,871,907

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・ 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

工具、器具及び備品については、定率法を採用しています。なお、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～10年

② リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 「ツイキャス」におけるユーザーに対するポイント・アイテムチケット販売

「ツイキャス」では、顧客がポイント又はアイテムチケットを購入し、そのポイント又はアイテムチケットを使用することで、各種アイテムを購入することが可能となるため、顧客がポイントを使用し各種アイテムを購入した時点で履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

② 「ツイキャス」における「メンバーシップ」機能提供

「メンバーシップ」では、顧客が購入したプランに定められた契約期間にわたり、当社は、顧客に対してサービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

③ 「公式ストア」におけるチケット・コンテンツ販売

「公式ストア」では、顧客が購入したデジタルコンテンツに定められた

契約期間にわたり、当社は、顧客に対してサービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 115,749千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社は、過去（3年）及び当事業年度の経営成績や納税状況、2025年1月に策定し、その後、取締役会で承認された2026年1月期から2028年1月期までの3か年ベースの事業計画を総合的に勘案し、一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積り、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）第15項に基づき、同適用指針第16項から第32項の各要件に従い企業分類を行い、当該企業分類に基づき、分類3に該当するとして、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、将来の合理的な見積可能期間以内の見積課税所得の範囲内で計上しております。

・主要な仮定

当社が、将来の合理的な見積り可能期間における課税所得の見積りを行うにあたっては、過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定された売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費の将来予測を含んだ事業計画を基礎としております。これらの将来予測は、MAU（Monthly Active Users）、ARPPU（Average Revenue per Paid User）、PU（Paid User）、配信者への報酬還元率や通信費及び広告宣伝費の発生予定額といった一定の仮定に基づき算定しており、これらの仮定は過去の実績、計画している各種施策、季節変動を反映し決定しております。これらのうち、ARPPU、PU、配信者への報酬還元率の発生予定額が主要な仮定に該当します。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、将来の不確実な経済条件の変動等によりその見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され、法人税等調整額の計上金額が変動し、当期純利益が減少する可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度に計上した減損損失はありません。

なお、貸借対照表に計上されている固定資産（繰延税金資産を除く）の簿価は、256,466千円であり

ます。

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社は、管理会計上の事業区分に基づき資産のグルーピングを行いますが、当社の場合、ライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一の資産グループになります。減損の兆候の識別にあたり、営業活動から生ずる損益の継続的なマイナスや経営環境の著しい悪化等の減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損損失の認識の判定にあたっては、当該資産グループの使用から見込まれる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、判定を行っております。割引前将来キャッシュ・フローの総額を算定する場合、取締役会で承認された事業計画を基礎として算定を実施します。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上いたします。回収可能価額は、固定資産の処分費用控除後の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額となります。

・主要な仮定

当社は、将来キャッシュ・フローを算定する場合、取締役会で承認された事業計画を基礎として算定を実施します。当該事業計画の策定においては過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定された売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費の将来予測を含んだ事業計画を基礎としております。これらの将来予測は、MAU、ARPPU、PU、配信者への報酬還元率や通信費及び広告宣伝費の発生予定額といった一定の仮定に基づき算定しており、これらの仮定は過去の実績、計画している各種施策、季節変動を反映し決定しております。これらのうち、ARPPU、PU、配信者への報酬還元率の発生予定額が主要な仮定に該当します。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失の兆候判定及び減損損失の認識の判定は、将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画の大幅な見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する固定資産の減損金額に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1) 「資金決済に関する法律」に基づき東京法務局に供託している資産 | |
| 差入保証金 | 78,640千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 346,934千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 13,966,000株 |
| (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 519,000株 |

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については、投機的な投資は行わない方針であり、また、資金調達については、主に自己資金を充当する方針であります。

営業債権である売掛金は、そのほとんどがクレジット会社等の回収代行業者に対するものであり、リスクは限定的であります。差入保証金の一部は、建物の賃借に伴い預託したものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、配信者に対する報酬の支払いであり、各対象ユーザーから支払申請を受け付けてから最短20日で支払が発生します。

売掛金については、リスクは限定的ではありますが、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況を確認し、リスクを低減しております。差入保証金については、定期的に差入先の信用状況を確認することで回収懸念債権の発生を早期把握を行い、所轄部署において速やかな対応を行うことでリスクを低減しております。買掛金については、ユーザーごとの買掛金の額を月次で管理、把握することにより、経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「預け金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	93,693	93,572	△121
資産計	93,693	93,572	△121

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	93,572千円	－	93,572千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

合理的に見積もった差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率を零として時価を算定しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の内訳

繰延税金資産	当事業年度
	(2025年1月31日)
ポイント未使用分	50,775千円
取引協議費用	55,344
減価償却超過額	24,617
サービス期間未経過分	8,162
未払事業税	6,800
一括償却資産	3,580
アイテムチケット未使用分	3,132
その他	3,212
繰延税金資産小計	155,626
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△39,877
評価性引当額小計	△39,877
繰延税金資産合計	115,749
繰延税金負債	－
繰延税金負債合計	－
繰延税金資産の純額	115,749

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及び その近親者	鳥飼総合 法律事務所	東京都 千代田区	－	法律 事務所	－	当社監査役が パートナー	顧問 契約	1,200	未払金	110

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引条件については、別途顧問契約を締結している法律事務所との取引金額を勘案し決定しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

財又はサービスの移転時期	ライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業				合計 (千円)
	ポイント・アイテムチケット 販売売上 (千円)	メンバーシップ 販売手数料 売上 (千円)	公式ストアにおけるチケット・コンテンツ販売手数料 売上 (千円)	その他 (注) (千円)	
一時点で移転される財	5,916,505	-	-	8,467	5,924,972
一定期間にわたり移転されるサービス	-	444,107	223,883	-	667,991
顧客との契約から生じる収益	5,916,505	444,107	223,883	8,467	6,592,963
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	5,916,505	444,107	223,883	8,467	6,592,963

(注) 「その他」の区分は、ツイキャス・グッズ・ファクトリーにおける手数料売上であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を分解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の顧客との契約から生じる収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	988,642千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	766,454
契約負債 (期首残高)	153,980
契約負債 (期末残高)	182,273

(注) 1. 契約負債は、主に当社が販売したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高及び当社が提供するサービスのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であり、履行義務の充足による収益の認識に伴い取崩を行います。

2. 顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表の「売掛金」に計上しております。また、契約負債は、貸借対照表の「前受金」に計上しております。
3. 当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、153,980千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の予想契約期間が1年間を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 134円03銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 1円99銭 |

10. その他の注記

追加情報

音楽著作権管理団体（以下、管理団体とする。）の当社に対する監査手続の過程で、当社サービス「ツイキャス」での楽曲利用に伴う収入報告の内容において、報告対象となる収入範囲に係る管理団体と当社間における認識の齟齬が顕在化したため、本事案の適切な解決に向けて交渉をしており、それに関連し発生する費用160,000千円を取引協議費用として計上しております。

以 上